

様式第1号（第11条関係）

高齢者クラブ結成届

令和5年12月1日

豊島区長

押印不要

クラブ名 としまクラブ住所 豊島区南池袋 2-45-1会長名 豊島 はな子連絡先 03-4566-2429

・結成日
・結成集会を開催した場所
を正確に記入

令和5年11月22日に **区民ひろば●●** において高齢者クラブを結成いたしましたので、下記の書類を添付のうえ届出します。また、届出内容を豊島区高齢者クラブ連合会および同会事務局に情報提供する旨同意します。

添付書類

1. 会員名簿
2. 高齢者クラブ所在地略図
3. 会則

※会独自の様式でも可

記入例

ブロック番号 Δ クラブ番号 $\bigcirc \times$

クラブ名 としまクラブ

会員名簿

番号	役職名	氏名	性別	生年月日	年齢	住所		
						(役員のみ電話番号)		
1	会長	豊島 はな子	男 女	M・T・S・H ● ● ● ●	72	南池袋2丁目	45番	1号
						(03)	4566	- 2429
2	副会長	〇〇 〇〇	男 女	M・T・S・H ● ● ● ●	68	南池袋2丁目	●番	×号
						(03)	4566	- 2429
3	会計	〇〇 〇〇	男 女	M・T・S・H ● ● ● ●	66	南池袋2丁目	●番	×号
						(03)	4566	- 2429
4	監査	〇〇 〇〇	男 女	M・T・S・H ● ● ● ●	79	南池袋2丁目	●番	×号
						(03)	4566	- 2429
5	理事	〇〇 〇〇	男 女	M・T・S・H ● ● ● ●	85	南池袋2丁目	●番	×号
						(03)	4566	- 2429
6			男 女	M・T・S・H ● ● ● ●		丁目	番	号
						()	-	
7						丁目		号
						()		
8						丁目		号
						()		
9			男 女	M・T・S・H ● ● ● ●				
10			男 女	M・T・S・H ● ● ● ●				
11			男 女	M・T・S・H ● ● ● ●		丁目	番	号
						()	-	
12			男 女	M・T・S・H ● ● ● ●		丁目	番	号
						()	-	
13			男 女	M・T・S・H ● ● ● ●		丁目	番	号
						()	-	
14			男 女	M・T・S・H ● ● ● ●		丁目	番	号
						()	-	
15			男 女	M・T・S・H ● ● ● ●		丁目	番	号
						()	-	

会員全員の
・氏名(フルネーム)
・性別・年齢・住所

役職に就いている方は
電話番号も記入してください

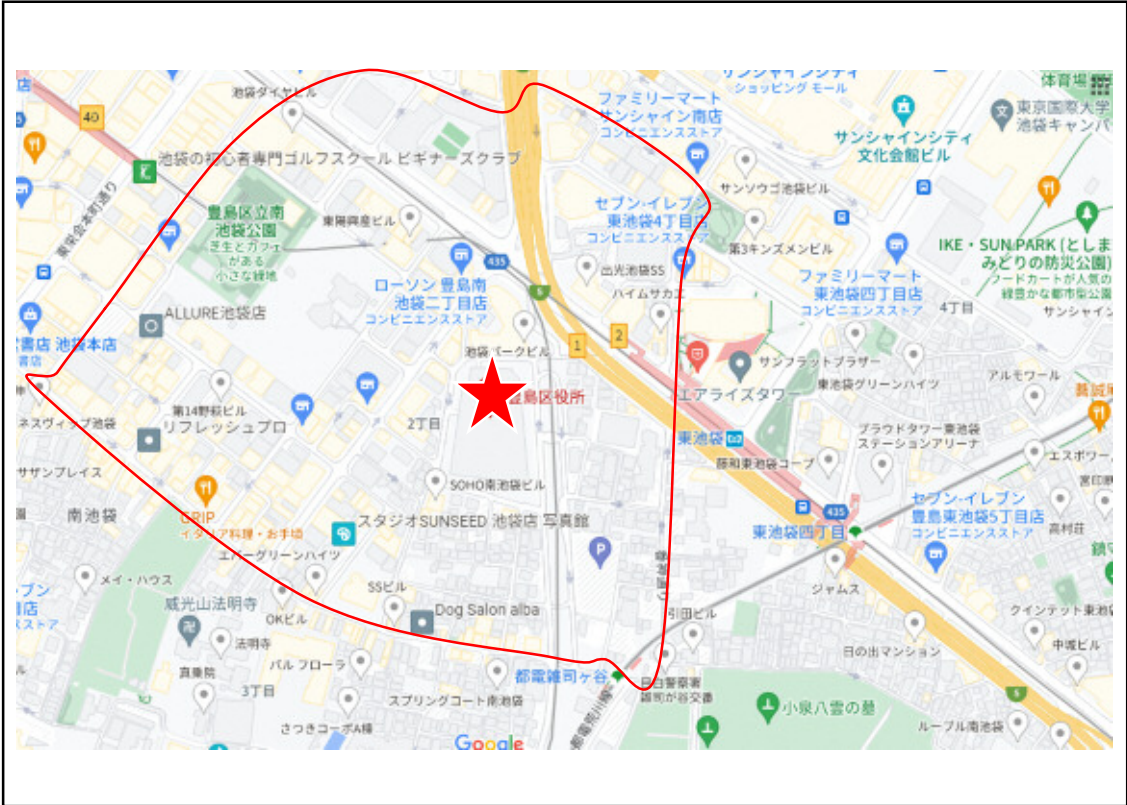
高齢者クラブ所在地と事務所所在地は会長自宅でも可

(別紙)

高齢者クラブ所在地・区域の略図

- 1. 所在地 豊島区 南池袋 2丁目 45番 1号
- 2. 区域 南池袋 2丁目 ・ 3丁目
- 3. 事務所所在地 豊島区 南池袋 2丁目 45番 1号
- 4. 会場の名称 名称： 区民ひろば●●●
及び所在地 所在地： 豊島区 南池袋 ●-●-●
- 5. 区域略図

※事務所・会場については略図に印をつけること。(地図の添付可)



下記の会則は参考例です。

会員同士よく相談のうえ、クラブの運営に必要な規則を作成してください。

会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は ●●●●●●クラブ と称する。

(構成)

第2条 本会は第6条に掲げる会員をもって構成する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、 ○○○○ におく。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦をはかり、「健康・友愛・奉仕」を基本に「生活を豊かにする楽しい活動」「地域を豊かにする社会活動」に取り組み、健康で生きがいのある生活の実現と、高齢者の保健福祉の健全な発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 本会は、第4条に掲げる目的を達成するために次の活動を行う。

- ① 高齢期をともに生きる仲間づくり活動
- ② 心と身体健康づくり活動
- ③ 相互に支え合う友愛活動
- ④ 地域社会に貢献する奉仕・ボランティア活動
- ⑤ 全ての実践の基礎となる学習活動
- ⑥ その他目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(会員の要件)

第6条 1 会員は、本会の目的・活動に賛同する △△ 付近に居住する 60 歳以上の者とする。ただし、60 歳未満の者の入会を妨げない。

2 会員は、次により区分する。

- ① 正会員 (②を除く者)
 - ② 賛助会員 (豊島区外の者、他のクラブの正会員となっている者)
- 3 会員は、第23条に基づき会費を納入するものとする。

(加入)

第7条 本会へ加入を希望する者は、本会会長へ届け出るものとする。

(休会・退会)

第8条 休会または退会を希望する者は、本会会長へ届け出るものとする。

第3章 役員

(役員構成・定数)

第9条 本会に次の役員をおく。

①	会長	1名
②	副会長	3名
③	会計	2名
④	監査	2名
⑤	総務	2名

(役員の選任方法)
第10条

役員は総会において選任する。

(役員の職務)
第11条

会長は、本会を代表し、会務を統括する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
会計は、本会の会計を処理する。
監査は、本会の会計の監査をし、その結果を総会で報告する。
総務は、本会の業務を処理する。

(役員の任期・補充)
第12条

役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠によって就任した役員は、前任者の残任期間とする。
役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第4章 会議

(会議の種類)
第13条

本会の会議は次のとおりとする。

- ① 総会
- ② 役員会

(会議の種類)
第14条

総会は、全会員をもって構成する。
役員会は、会長・副会長・会計・監査・総務をもって構成する。

(会議の権能)
第15条

- 1 総会は次の事項について決定する。
 - ① 年度活動計画に関する事項
 - ② 年度予算及び決算に関する事項
 - ③ 会則の変更に関する事項
 - ④ 諸規定の制定及び改廃に関する事項
 - ⑤ その他会長が付議した事項
- 2 役員会は、業務遂行上必要な事項についてけ
つてし、本会の運営にあたる。

(会議の開催)
第16条

総会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

役員会は、必要に応じて臨時に開催する。

(会議の招集)

第 17 条

会議の招集は、会長が行う。

会長は会員の相当数から、会議に付議すべき事項を示して総会の開催を請求された場合は、その請求があった日から 15 日以内に招集しなければならない。

(会議の議長)

第 18 条

総会の議長は、その総会に出席した会員の中からこれを選出する。

役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の議決)

第 19 条

会議の議事は、出席の賛成多数で決する。

(総会の議事録)

第 20 条

会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 開催の日時及び場所
- ② 会員数及び出席会員数
- ③ 議事の内容及び結果

第 5 章 部会

(部会の設置)

第 21 条

1 本会の活動を円滑に進めるため、必要に応じて部会を設置する。

2 部会に関わる規定は別に定める。

会計

(経費の構成)

第 22 条

本会の活動に関わる経費は、会費・助成金・寄附金・その他収入でこれに充てる。

(会費)

第 23 条

本会の会費は、正会員、賛助会員ともに年額 1, 200 円とし毎年年度当初にこれを納入する。

(会計年度)

第 24 条

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 6 章 帳簿

(帳簿の整備)

第 25 条

1 本会に次の帳簿を整備する。

- ① 会則綴り
- ② 会員名簿
- ③ 活動計画書及び記録簿
- ④ 予算書・決算書及び会計簿
- ⑤ 経費支出及び財産にかかわる証拠証券
(請求書・領収書・預金通帳・備品台帳等)
- ⑥ その他必要な帳簿

2 第 1 項に掲げるもののうち、①及び②は常

備し、その他は当該年度終了後 5 年間保管する。

第 7 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 26 条 会則を変更しようとするときは、総会の議決を得なければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第 27 条 本会を解散しようとするときは、総会において議決を経ることとし、区の主管課に届け出なければならない。本会が解散した場合の残余財産は総会の議決を経、老人保健福祉の向上に資する活動を行う団体・機関に寄付するものとする。

第 8 章 補填

(施行細則)

第 28 条 この会則の施行について必要な細則は、総会の承認を経て会長が定める。

第 9 章 附則

(施行・沿革)

第 29 条 この会則は、× 年 ○ 月 △ 日より施行する。